

# the Milan Charter

Japanese Version

## ミラノ憲章

“21世紀の開発上の最重要課題は、今日の世代と未来の世代の両方が健康で充実した人生を送る権利を守ることである。現在および未来の世代のために人間の自由を拡大しようと思えば、環境の持続可能性と公平性の関係を理解することが欠かせない。”

人間開発報告書2011

\*  
韓国語、ヘブライ語、日本語、ヒンディー語、現代ギリシャ語、ペルシア語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、ドイツ語、トルコ語、ベトナム語への翻訳は、ヴェネツィア・カ・フォスカリ大学による。

地球に生きる女性・男性である私たち地球市民は、食料への権利は人間の基本的な権利とみなされるべきだと考え、この権利に関して明確なる責任を担うために、ミラノ憲章と名づけられたこの文書に署名する。

私たちは、健全なる食料、清潔な水、エネルギーへのアクセスの欠如は人間の尊厳への侵害であると考えます。

栄養失調、栄養不良、食料ロスをなくすための戦い、天然資源への公正なアクセスの推進、生産過程における持続可能な管理の保障などの食料をめぐる大きな挑戦に勝つためには、私たち市民が市民社会とともに、地域や国また世界の企業・諸機関とともに共同の行動を起こすことが必要だと考える。

このミラノ憲章に署名することにより、私たちは、今日の世代が、食料への権利を未来の世代にも保障できるような行動、ふるまい、選択を行う責任を負うことを明言するとともに、すべての人に公正な食料へのアクセスを保障するという基本的目標の達成に向けて、政治的決定がなされることを要求するものである。

私たちは以下のことを信じる。

- すべての人は、生涯を通じて個々の食料的必要を満たし、活動的な生活に必要な、安全かつ健全で滋養豊かな十分な量の食料にアクセスする権利をもつ。
- 食料は決して、政治的、経済的圧力的手段として用いられてはならない。
- 地球資源は公正かつ合理的、効率的に管理するべきであり、資源を過度に利用することや、一部の人の優遇のために他の人が不利になることがあってはならない。
- きれいなエネルギー源へのアクセスは、今日また未来の世代のすべての人の権利である。
- 天然資源への投資は、その地域の人々の資源へのアクセスと持続可能な利用が保障され擁護されるように規制されなければならない。
- 水資源の適正な管理、すなわち水、食料、エネルギー間の関係を考慮した水資源の管理は、すべての人に食料への権利を保障するために基本的なものである。

私たちは以下のことを容認できないものとする。

- 個人間また民族間で、資力、可能性、機会において、正当化できない不平等がある。
- 約8億人が慢性的に飢餓に苦しみ、20億を超える人が栄養不足あるいはビタミン、ミネラルの不足に苦しんでいる。20億人近くの人が体重過多または肥満である。
- 人の消費用に生産される食料のうち13億トンが、生産から流通にいたる食料チェーンにおいて浪費されロスされている。
- 毎年500万ヘクタールの森林が消滅し、生物多様性また地域住民に多大な被害を与え、気候にも重大な影響をもたらしている。
- 海洋資源が過剰に利用されている。再生能力を超えた捕獲は商業用漁獲量の30パーセント以上にのぼる。
- とくに農業において、また子どもたちや家族に適切な栄養を保障することにおいて、女性のもつ基本的役割がまだ世界的に認められていない。
- 土地をも含めた天然資源が、地域の住民の需要と期待に反して利用されている。
- エネルギー貧困、すなわち、高すぎず、環境を汚染せず、健康に害のないエネルギー供給や効率的調理手段へのアクセスが欠如し、あるいは制限されている現実が、今も存在する。

私たちは以下のことを認識している。

- 未来の世代にも資源を確保するために、環境を損なわずに常に増加し続ける人口を養っていくことは、人類の最も大きな課題のひとつである。
- 食料は、個々人のアイデンティティの明確化にあたって重要な役割を果たし、ある土地とその住民を特徴づける文化的要素である。
- 都市化の進んだ環境において健全かつ十分な食料へのアクセス条件を向上させることは可能であり、それには新しいテクノロジーを活用する開かれた参加型プロセスをも用いることができる。
- 正しい食料教育は、健全な生活スタイルと生活の質的向上のために極めて重要である。
- 農家から工業型農業にいたる農業システムの効率をあげるうえで、さまざまな生産方法の知識と実践は、伝統的生産、先進的生産の両者において必要不可欠である。
- 私たちの栄養摂取にとって極めて重要な立場で活動する農業者、畜産者、漁業者は、小規模経営者であれ大企業であれ、その仕事に関して同等の権利と義務をもつ。
- 私たちはみな相互的な関連関係にあり、だれもが土壌の保全、土地とその環境的価値の保護について責任を負う。

- 海洋は地球のバランスにとって極めて重要な価値をもち、国家を超えた政策を必要とする。海洋の生態系が損なわれず健全であることは、私たち共同体の繁栄にとって決定的な重要性をもつ。漁業は何百万もの人々に仕事の間を与え、また魚類は多くの人にとって唯一の質の高い栄養源となっているからである。
- 科学的研究は、革新と伝統の融合また発展にとって極めて重要な手段である。地球の環境と生物多様性を尊重しつつ科学研究を応用していくことは、進歩のうえで貴重である。
- 未来の食料問題の課題に持続可能な方法で立ち向かうためには、社会、文化、経済、環境のさまざまな問題に注意しつつ体系的なアプローチをとることが不可欠である。

より健全で公正かつ持続可能な世界を未来の世代に残すこと。これが私たちの責任であることを私たちは理解しているので

市民として、私たちは以下のことに責任をもって取り組む。

- 私たちの摂取する食料の性質について注意と意識をもち、責任ある選択を行うために、その素材の生産過程、生産地についての情報を得る。
- 必要を満たすに十分な量の食料だけを消費する。食料がいたむ前に消費し、余剰食料は寄付し、また悪くならないように保存する。
- 家庭また生産の場で行う日常のあらゆる活動において水の浪費を避ける。
- 日常的な消費品のリサイクル、再生、再利用などの責任ある行動と有益な習慣を通して、環境を理解し保護する。
- 自覚ある新世代の育成のために、家庭における食料・環境教育を推進する。
- 私たちの仕事、創造性、才知の成果である革新的な手段をも用い、持続可能な世界の実現に向けて積極的に参加する。

市民社会の一員として、私たちは以下のことに責任をもって取り組む。

- より持続可能な未来を実現するために有益な計画を定めるために、あらゆるレベルの決定機関に私たちの声を届ける。
- 公共政策の討議また形成過程において、市民社会の要求を代表する。
- 重要な共有の資源となる計画や行動、イニシアティブの国際ネットワークを強化し統合する。
- 売れ残り食品の寄付を規定する諸法律の主な問題点を洗い出して明確化し、余剰食品の回収と再分配に向けて積極的に取り組む。
- 農業者、畜産者、漁業者の収入を保護、支援するための手段を推進する。そのために、小規模生産者間においても、組織と協同の手段を強化する。
- 農業においても地域の小規模生産者を経済の先進的な発展形態の担い手として評価し、生産者、消費者、原産地域間の直接的な関係を推進する。

企業として、私たちは以下のことに責任をもって取り組む。

- 環境また社会に関する規定を順守し、労働者の権利を尊重する就業形態を助長する。
- 研究に投資し、民営・公営の別なく、研究結果のより広範な共有を推進して社会の利益のために発展させる。
- 農産物また飼育の多様化を推進し、生物多様性と家畜の健康を守る。

- 生産、保存、ロジスティクスを改善し、生産チェーンの全段階において、汚染を回避（あるいは排除）し、水も含めた浪費を最小限に抑える。
- 健全で安全な食料を生産し商品化し、商品の栄養価また環境的・社会的情報を消費者に提供する。
- 食料の性質に照らして適切な賞味期限、品質、保存方法について、消費者に情報提供するためのイノベーションを推進する。
- 食料需要をより効率的に予測するうえで、とくに農業者、生産者、流通者間の食料チェーンシステムの協力関係や組織的協定が果たす建設的な貢献度を認識する。
- 持続可能な発展に貢献するために、プロセス、商品、サービスのイノベーションを行い、また社会的責任の規範を採用して実行する。

したがって、地球に生きる女性・男性である私たち地球市民は、このミラノ憲章に署名することによって、各国政府また国際的な諸組織・機関に、以下の取り組みを強く求める。

- 食料への権利を保障し有効化するための法規を検討する。
- 食料に関する、また食料と環境の安全保障に関する、理解しやすく適用の容易な法的規準、法規を整備し実施する。
- 農地の保護のために、また地域住民を保護して天然資源への投資を規制するために、法律を強化する。
- 政府間の国際フォーラムで栄養をテーマにした議論を活発化させ、国内においては実質的また具体的な取り決めを実現し、国際的には専門の国際組織間の協調体制を固める。
- 差別的ではなく合意からなる共通の規則をもとに、開かれた国際的な市場システムを発展させて食料供給を制限しているゆがみを排除し、全世界の食料安全保障を高めるための条件づくりを進める。
- 食料を文化遺産ととらえ、偽造、不正行為から守る。詐欺、不適切な商業行為から食料を守り、透明な規定プロセスにより原産地と純正さを評価する。
- 農業・食料分野における児童労働、不法労働と戦い、これを排除する。
- 農業・食料チェーンにかかわる違法行為の情報収集・分析活動をまとめ、不法行為阻止のための協力体制強化を目的とする、国際的組織の実現をめざす。
- 緊急対策ではなく地域の必要性に一致するもので、食料システムの持続可能な発展をめざす優れた取り組みを公共政策また開発支援に移す。
- 持続可能性について、また健全で栄養に富む食料へのアクセスについて、世界の主要都市部ならびに田園地帯を巻き込んで、都市部、農村部における食料ストラテジーの世界的な諸協定を推進する。
- 研究、研究成果の伝達、人材育成、コミュニケーションのための予算を増加する。
- 栄養教育、体育、環境教育プログラムを学校に導入し、あるいは強化し、特産品、有機農産物、地域の産物をはじめとする食料の知識、そして異なる食料文化間の交流を推進する。
- 健全で持続可能な食習慣を奨励し、栄養のアンバランスを減少させるための手段と政策を、国内の医療制度において発展させる。とくに高齢者、妊婦、児童など、栄養摂取や適切な水分補給、衛生において特別な注意が必要な人を優先的に扱う。
- 小規模生産者、社会的弱者を対象に、食料、土地、貸し付け、養成、エネルギー、テクノロジーへの平等のアクセスを推進する。
- 余剰食品の回収と無償分配に携わる関係者間の調整などをも通し、弱者層を支援するための手段をつくりだす。
- 水と食料のロス・浪費の問題を、国内また国際的な取り組み課題とし、公的投資、民間投資を行ってより効率的な生産システムをめざす。
- 生物学的価値のみならず経済的価値をも定める指標によって、地域またグローバルな規模で生物多様性を評価する。
- エネルギー、水、食料の関係を総合的かつ動的なものにとらえ、これら資源の基本的な結びつきを重視したうえで、長期的な戦略展望に立つ資源管理をめざす。

私たちは飢餓のない世界は可能であり、それは人間の尊厳にかかわる問題であると信じる。よって、私たちは、「開発のためのヨーロッパ年」である今年、「2015年ミラノ国際博覧会」の場において、国連加盟国による2030年内の飢餓問題撲滅戦略とも同調する、このミラノ憲章のあげる事項の実践に責任をもって取り組む。

この憲章に署名することにより、私たちは具体的かつ積極的に、国連の推進する持続可能な開発のための諸目標を支持することを表明する。

持続可能な公正な未来は私たちも責任を負うものである。

署名